

介護予防通所リハビリテーション利用料金表

2024年6月1日現在

《表1》基本料金 ※介護保険分の自己負担額（1月あたりの金額）

該当区分	1割	2割	3割
	1月あたりの金額	1月あたりの金額	1月あたりの金額
要支援 1	2,457円	4,913円	7,369円
要支援 2	4,579円	9,158円	13,737円

《表2》その他の加算料金（毎月必ず請求が発生する加算項目）

	1割	2割	3割	備考
	1月あたりの金額	1月あたりの金額	1月あたりの金額	
サービス提供体制強化加算Ⅰ（要支援1）	96円	191円	286円	介護職員の資格等基準に対するの体制加算
サービス提供体制強化加算Ⅰ（要支援2）	191円	382円	572円	介護職員の資格等基準に対するの体制加算
科学的介護推進体制加算	44円	87円	130円	リハビリ計画書の作成、評価、見直し等を行い、介護支援専門員に情報伝達を行った場合
※1介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担の8.6%増し			介護職員の処遇改善に対する加算

※その他の加算項目については、《別紙1》をご覧ください。

《表3》介護保険以外のその他の料金

加算料金	加算項目	金額/日	備考
	食事代	800円	おやつ代を含みます
	特別食	150円	治療食を提供した場合（食事代と一緒に請求します）
	教養娯楽費	実施回数分	個別的に行う行事、クラブ活動（書道・華道・茶道・その他）等の材料費など

※オムツ・リハビリパンツ・尿取りパットなどは、原則お持ち頂く事となっております。施設のものをご提供した場合には、実費で請求させていただきます。

【介護度別利用料金】（以下の料金は、目安となるものであり、決まった金額ではありません）

要介護度	1割	2割	3割	内訳	備考
	1月あたりの金額	1月あたりの金額	1月あたりの金額		
要支援 1	5,797円	8,391円	10,985円	*介護保険の自己負担分（表1、表2） *食事代（一般食） 要支援1 4回利用 要支援2 8回利用した場合	注1：こちらの料金表には、②※1介護職員処遇改善加算及び④教養娯楽費等は、含まれておりません。 注2：詳しい料金の説明は、支援相談員にお問い合わせ下さい
要支援 2	11,214円	16,027円	20,839円		

※料金表に関する注意事項

*《表1》《表2》及び《別紙1》については、端数処理をしておりますので回数等により自己負担の金額が変わる場合があります。

*《表2》※1介護職員処遇改善加算については、《表1》《表2》及び《別紙1》のサービス内容により自己負担の金額が変わる場合があります。

*料金等について、ご不明な点がございましたら、支援相談員までお気軽にご相談下さい。
(TEL042-654-5511)

③その他の加算項目料金（サービスを提供した場合）

チェック		負担金額			備 考
		1割負担	2割負担	3割負担	
	生活行為向上 リハビリテーション 実施加算	609円	1,218円	1,826円	生活行為の内容の充実を図る為の目標及び目標を踏まえたリハビリの実施内容等をリハビリ計画に策定し、リハビリを提供する。1月に1回以上の評価、リハビリ提供終了1月以内に会議を行い、達成状況を報告した場合（開始日から起算して6月以内）
	若年性認知症 利用者受入加算	260円	520円	780円	若年性認知症患者（第2号被保険者）ケア費用
	長期利用に伴う減算 （要支援1）	-130円	-260円	-390円	適切なサービス提供とする観点から、12月を超えてサービスを利用継続した場合 ※ただし、3か月に1回以上、リハビリ会議を開催し、他職種との情報共有、計画の見直し、厚生労働省に内容等の情報提出をして、その情報を有効活用している場合は減算しない
	長期利用に伴う減算 （要支援2）	-260円	-520円	-780円	適切なサービス提供とする観点から、12月を超えてサービスを利用継続した場合 ※ただし、3か月に1回以上、リハビリ会議を開催し、他職種との情報共有、計画の見直し、厚生労働省に内容等の情報提出をして、その情報を有効活用している場合は減算しない
	退院時共同指導加算	650円	1,300円	1,950円	医療機関等の退院前カンファレンスに参加し、情報共有、リハビリに必要な指導を共同して行った場合（退院につき1回限り）
	栄養改善加算	217円	434円	650円	低栄養状態にある方又はそのおそれのある利用者に対して、管理栄養士が看護・介護職員等と共同し栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合
	栄養アセスメント 加算	55円	109円	163円	1 月 あ た り 管理栄養士を1名配置すること。また、利用者ごとに栄養アセスメントを実施し、当該利用者、家族に対して、相談等必要に応じて対応することと栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理等の情報を活用している場合
	口腔・栄養 スクリーニング 加算（Ⅰ）	22円	44円	65円	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔、栄養状態に関する情報を、担当の介護支援専門員に提供している。（栄養改善加算・口腔機能向上加算との併用算定不可）※6月に1回限度
	口腔・栄養 スクリーニング 加算（Ⅱ）	6円	11円	17円	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔、栄養状態に関する情報を、担当の介護支援専門員に提供している。（栄養改善加算・口腔機能向上加算との併用算定可）※6月に1回限度
	口腔機能向上加算 （Ⅰ）	163円	325円	488円	口腔機能の低下している利用者等に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合（月2回限度）
	口腔機能向上加算 （Ⅱ）	174円	347円	520円	（Ⅰ）の要件を満たしており、計画等の情報を厚生労働省に提出し、サービスの実施にあたってその情報を有効活用している場合（月2回限度）
	一体的サービス 提供加算	520円	1,040円	1,560円	栄養改善、口腔機能向上サービスを一体的に実施しており、いずれかのサービスを行う日を1月に2回以上も受けている場合
	高齢者虐待防止措置 未実施減算	基本料金から1.0%減算			虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合
	業務継続計画 未策定減算	基本料金から1.0%減算			感染症や自然災害発生時において、早期の業務再開や必要な介護サービスを継続的に提供するための、業務継続計画が未策定の場合